

2024年2月13日

アウトライン

- UK P&I クラブの再保険会社は、インド洋、アデン湾、紅海南部における戦争リスクへのエクスポージャーについて、再保険によるクラブ支援ができなくなったことを通知しました。
- その結果、残念ながら当クラブでは、メンバーの皆様へ提供している、用船者責任および船主への追加担保とその付帯補償のてん補範囲を変更せざるを得なくなりました。

メンバー各位、

P&I 戦争危険に関する解除通知

UK P&I クラブの再保険会社は、インド洋、アデン湾、紅海南部における戦争リスクへのエクスポージャーについて、再保険によるクラブ支援ができなくなったことを通知しました。その結果、残念ながら当クラブでは、メンバーの皆様へ提供している、用船者責任および船主への追加担保とその付帯補償のてん補範囲を変更せざるを得なくなりました。

そこで下記の変更を適用する解除通知(Notice of Cancellation、以下「通知」)を発することといたします。本通知により、グリニッジ標準時 2024 年 2 月 20 日(火)正午をもって、用船者責任、相互加入のプール対象外追加担保とその付帯補償、固定保険料ベースの P&I カバーを含む(ただしこれに限定されない)、相互加入以外(Non-mutual)のすべての戦争危険について、次の通りてん補範囲を変更します。

本通知を発した時点で、各メンバーのてん補条件(Charterers Terms and Conditions 2023 を含むがこれに限定されない)に、当該通知に反するものが含まれるにもかかわらず、グリニッジ標準時 2024 年 2 月 20 日(火)正午より発効する戦争危険カバーは、以下の危険の一つもしくは複数に起因または関連して発生する責任、滅失、損傷、費用を除外するものとします。

- (i) 戦争、内乱、革命、謀反、反乱もしくはこれらから生じる国内闘争又は交戦国によりもしくは交戦国に対して行われた敵対行為;
- (ii) 捕獲、だ捕、拘束、抑止又は抑留およびこれらの結果又はこれらに対する企図の結果;
- (iii) 遺棄された機雷、魚雷、爆弾、その他の遺棄された戦争兵器;
- (iv) ストライキ、ロックアウトされた労働者、または労働騒乱、暴動もしくは内乱に参加している者;
- (v) テロリズム又は悪意をもって行動する者、または政治的動機から行動する者;
- (vi) 没収、国有化、収用、剥奪または徴発、

上記について、これら責任、滅失、損傷、費用が以下に特記した水域において発生する場合とします:

インド洋、アデン湾および紅海南部で、以下の地点間を結ぶ境界線に囲まれた水域:

- a) 北西側の境界は、紅海内の北緯 18 度線(の南部水域)
- b) 次に北東側の境界は、イエメン国境の北緯 16 度 38.5 分、東経 53 度 6.5 分から公海上の北緯 14 度 55 分、東経 53 度 50 分までの線(の西側水域)
- c) 東側は、公海上の北緯 14 度 55 分、東経 53 度 50 分の地点から公海上の北緯 10 度 48 分、東経 60 度 15 分まで、そこから公海上の南緯 6 度 45 分、東経 48 度 45 分までの線(の西側水域)
- d) そして南西側は、ソマリア国境南緯 1 度 40 分、東経 41 度 34 分の地点から、公海上の南緯 6 度 45 分、東経 48 度 45 分の地点まで(の北東水域)

ただし、別段の定めがない限り、隣接諸国の沿岸から 12 海里までの沿岸水域を除きます。

本通知は、被保険者/共同被保険者であるすべての個人または法人に適用されるものとします。

なお、本通知は、本件に該当する保険カバーに関する、あらゆる個別メンバーの加入条件に規定された 72 時間以内通知要件に従い、当クラブを代表して行われるものです。しかしながら、本解除通知は上記 72 時間以上前に発せられ、グリニッジ標準時 2024 年 2 月 20 日(火)正午より発効します。

メンバーの皆様の加入条件において現在制限または除外しているその他地域、そしてその他すべてのてん補条件は、本通知によって変更されません。

当クラブは、リスクごとの復活担保を提供できるように解決策に取り組んでおり、進捗状況については追ってお知らせします。

この解除通知は、国際グループの Group Excess P&I 戦争危険カバー および Group PLR 戦争危険カバーを含む P&I の相互加入 (Mutual entries) には適用されません。

UK P&I クラブ 日本支店 訳